

臨時報告書

中部電力株式会社

E04502

臨時報告書

本書は金融商品取引法第24条の5第4項に基づく臨時報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成27年6月26日に提出したデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

中部電力株式会社

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月26日

【会社名】 中部電力株式会社

【英訳名】 Chubu Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 勝野 哲

【本店の所在の場所】 名古屋市東区東新町1番地

【電話番号】 052(951)8211(代)

【事務連絡者氏名】 総務部株式グループ長 辻 聖 二 郎

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内幸町二丁目2番1号
(日本プレスセンタービル内)

【電話番号】 03(3501)5101(代)

【事務連絡者氏名】 東京支社課長 岡 田 博 生

【縦覧に供する場所】 中部電力株式会社 静岡支店
(静岡市葵区本通二丁目4番地の1)
中部電力株式会社 三重支店
(津市丸之内2番21号)
中部電力株式会社 岐阜支店
(岐阜市美江寺町二丁目5番地)
中部電力株式会社 長野支店
(長野市柳町18番地)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【提出理由】

平成27年6月25日開催の当社第91期定時株主総会において決議事項が決議されたため、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定にもとづき、本臨時報告書を提出するものである。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成27年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当金は、1株につき金10円とする。

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役として、岩田義文、大野智彦、勝野哲、勝又英子、倉田千代治、阪口正敏、清水成信、伴鋼造、増田義則、松浦昌則、松原和弘、水野明久の各氏を選任する。

なお、岩田義文および勝又英子の両氏は社外取締役候補者である。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役として、小川秀樹および濱口道成の両氏を選任する。

なお、濱口道成氏は社外監査役候補者である。

<株主（74名）からのご提案（第4号議案から第9号議案まで）>

第4号議案 定款一部変更の件(1)

社会からの高い信頼と支持を得るため、コンプライアンスに則って行動する旨の規定を新設する。

第5号議案 定款一部変更の件(2)

電力小売全面自由化に対応するため、消費者への情報開示を積極的に行う旨の規定を新設する。

第6号議案 定款一部変更の件(3)

浜岡原子力発電所のサイトが、地震、津波、火山などの危険地帯に属し、原則的立地条件に適合しないことを広く明らかにするために、「浜岡原子力発電所の立地不適宣言」に関する規定を新設する。

第7号議案 定款一部変更の件(4)

国民・住民の生存権を脅かすテロ活動を未然に防ぎ、テロ活動の防止を口実とする国民の権利の侵害を防ぐため、核兵器の原料となる物質を燃料とする発電所を運転してはならないことなどを遵守する旨の規定を新設する。

第8号議案 定款一部変更の件(5)

原子力発電施設の廃止措置の方法及び廃炉解体に伴う廃棄物の扱いについて、浜岡原子力発電所の地元住民等を構成委員とする廃止措置・廃棄物委員会を設置し、協議した結果を反映する旨の規定を新設する。

第9号議案 定款一部変更の件(6)

高レベル放射性廃棄物（使用済核燃料を含む）の発生を抑制する旨の規定、および使用済核燃料の再利用のためのプルスーマル計画を中止し、再処理の委託契約も解消する旨の規定を新設する。

<株主（2名）からのご提案（第10号議案および第11号議案）>

第10号議案 定款一部変更の件(1)

今後の事業展開に備えるため、事業目的を追加・変更する。

第11号議案 定款一部変更の件(2)

会社法に定める新設分割計画は、株主総会の決議を経て、実施しなければならない旨の規定を定款第17条第1項に追加する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成率	可否
第1号議案	5,300,686個	19,131個	1,537個	98.6%	可決
第2号議案					
岩田義文	5,272,698個	47,233個	1,733個	98.6%	可決
大野智彦	5,227,570個	85,798個	8,293個	97.8%	可決
勝野 哲	4,951,856個	361,506個	8,293個	92.6%	可決
勝又英子	5,262,305個	57,626個	1,733個	98.4%	可決
倉田千代治	5,263,033個	50,335個	8,293個	98.5%	可決
阪口正敏	5,226,007個	87,361個	8,293個	97.8%	可決
清水成信	5,262,050個	51,318個	8,293個	98.4%	可決
伴 鋼造	5,263,977個	49,391個	8,293個	98.5%	可決
増田義則	5,239,832個	73,536個	8,293個	98.0%	可決
松浦昌則	5,264,043個	49,325個	8,293個	98.5%	可決
松原和弘	5,227,394個	85,974個	8,293個	97.8%	可決
水野明久	4,850,620個	462,743個	8,293個	90.7%	可決
第3号議案					
小川秀樹	4,950,539個	369,872個	1,537個	92.7%	可決
濱口道成	5,201,771個	118,642個	1,537個	97.4%	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりである。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成である。

第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成である。

<株主（74名）からのご提案（第4号議案から第9号議案まで）>

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				反対率	可否
第4号議案	201,385個	5,006,863個	111,362個	93.8%	否決
第5号議案	193,125個	5,015,901個	111,385個	94.0%	否決
第6号議案	197,861個	4,993,027個	129,583個	93.5%	否決
第7号議案	193,742個	4,915,034個	212,110個	92.1%	否決
第8号議案	196,900個	4,991,314個	132,641個	93.5%	否決
第9号議案	208,638個	4,984,921個	127,285個	93.4%	否決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりである。

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成である。

<株主（2名）からのご提案（第10号議案および第11号議案）>

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				反対率	可否
第10号議案	182,441個	5,135,109個	3,056個	96.2%	否決
第11号議案	182,367個	5,135,278個	3,056個	96.2%	否決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりである。

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成である。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および本総会当日出席の株主の議決権のうち各決議事項の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、会社提案を可決、株主からのご提案を否決するための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主の議決権のうち賛成、反対および棄権の確認ができていないものは加算していない。

以 上